

⑭ 阿波っ子条例

令和4年4月1日施行

未来をつくる子どもたちは、ひとりひとりが阿波市の宝で、かけがえのない存在です。

「阿波っ子が 元気いっぱい 笑顔でそだつ まちづくり」の実現に向けて、阿波市全体で取り組んでいくため、「阿波っ子条例」を制定しました。



子どもの権利

第4条 子どもは、その年齢や成長に応じて、次に掲げる事項について大切にされるものとする。

- ◎安心安全に笑顔で生きること
- ◎遊んだり、学んだり、元気いっぱい生きること
- ◎夢に向かって、自分の持っている力を発揮することができること
- ◎家庭や学校等、地域等のあらゆる場で、自分の意見を言うことができること



阿波市ホームページ <https://www.city.awa.lg.jp/>

※ 右のQRコードから携帯サイトへアクセスできます。



それぞれの役割

子どもの育ちを支えるため、みんなが自分の役割を持っています。
みんなで協力し、安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに
成長できる環境づくりに取り組んでいきましょう。

保護者

子育てにいちばんの
責任と愛情をもち、子
どもを大切に育ててい
きます。

学校など

子どもが健やか
に育ち、生き生き
と学ぶことができ
る環境づくりと教
育の充実に努めま
す。

地域住民

子育て支援への
理解を深め、子ど
もを見守り、子ど
もの模範となるよ
う努めます。

子ども

命の尊さを知り、自
分を大切にします。他
の人を思いやる心を持
ち、互いに良いところ
を認め合い伸ばしてい
きます。

地域団体

子どもが地域で
いろいろなことに
参加できる機会や
相談しやすい環境
づくりに努めま
す。

事業者

会社などで働く
人たちが仕事と子
育てを両立するこ
とができるよう、
子育てしやすい環
境づくりに努めま
す。

市

子どもに関わるさま
ざまな機関と協力し
ながら「阿波市こども
計画」を総合的に実
施していきます。

人権教育の推進

人権を尊重する心をはぐくむため、
人権教育を推進します。